

『荆楚歳時記』成立の背景をめぐって

—— 魏晉南北朝時代における民間習俗の禁止事例を中心に ——

佐野 理恵子

はじめに

『荆楚歳時記』は、荆楚地方（現在の湖北省・湖南省一帯）の年中行事を記録した現存する最古の歳時記であり、南朝梁の宗懐が著し、それに隋の杜公瞻が注を付けたとされている。『荆楚歳時記』以前の暦や年中行事に関する典籍としては、『呂氏春秋』十二紀や『礼記』月令篇などがあるが、いずれも支配者層の授時思想的、また観念的な時令や行事が中心である。より実践的な行事や習俗を記したものとしては、後漢末の崔寔『四民月令』が挙げられるが、これは、崔氏一族をモデルとした豪族の農事暦を中心とするもので、『荆楚歳時記』に見られるような地域で行う祭祀や娯楽などの行事には触れていない。『荆楚歳時記』は民間で実践されていたと思われる行事を月ごとにまとめ通年で記したという点で、以上のようなそれ以前の典籍とは異なる性格を持っている。また北朝系の杜公瞻が注を付けたことによって北方の習俗も記されており、南北の習俗の異同を知る上でも貴重な史料である。

著者宗懐については『梁書』巻41王規伝に附伝、『周書』巻42・『北史』巻70に本伝があり⁽¹⁾、これらによれば彼の一族の本貫は南陽郡涅陽であるが、8代前の祖宗承が永嘉の乱で功績を上げて宜都郡太守に任じられて以来、子孫は南郡の治所江陵に居住していた。宗懐は南斉・東昏侯の永泰元年（498）から梁・武帝の天監元年（502）までの間に生まれ、普通7年（526）に武帝の子である湘東王蕭繹（後の元帝）が荊州刺史となった際に王府の記室となり、以後、蕭繹の下で江州・荊州の各県令など地方官を歴任した。蕭繹が太清2年（548）に勃発した侯景の乱を承聖元年（552）に平定し、その本拠地江陵で即位すると、宗懐も吏部尚書などの中央官僚に就任した。しかし承聖3年（554）末、西魏の侵攻によって江陵が陥落し、元帝は殺害され、梁は事実上滅亡する。宗懐はこのとき他の梁人とともに西魏に入り、続く北周では車騎將軍・儀同三司となり、保定年間（561～565）に64歳で死去した（表1）。

一方、注釈者杜公瞻⁽²⁾は、『隋書』巻58杜台卿伝・『北史』巻55杜弼伝附杜蕤伝によれば、隋に仕え安陽県令であったときに亡くなったことが知られる。またその著作で類書の先駆とされる『編珠』の序文によると、隋・煬帝の大業7年（611）正月時点

では著作郎兼散騎侍郎であった。杜氏一族は博陵郡曲陽の人で、杜公瞻の祖父弼、父蕤、叔父台卿らは北齊に仕えていた。杜公瞻の生没年は明らかではないが、生年は、父や子の生没年などから推すに、北齊の前～中期ごろ、また没年は唐代には下らないと思われる（表2）。なお杜台卿は、南北朝時代までの年中行事の一大集成である『玉燭宝典』の撰者であり、その中には『荆楚歳時記』も『荆楚記』としてしばしば引用されている。

さて、『荆楚歳時記』は書誌学的問題を多く抱える史料でもある。ここではそのうちの三点について簡単に整理しておきたい。まず版本については、大別して陶宗儀説郭本系統・陶珽説郭本系統・宝顔堂秘笈本系統の三系統がある。多くの先行研究では、『荆楚歳時記』は南宋末期には散逸し、現行本はいずれも明代ごろの輯本に基づくものとされている⁽³⁾が、これに対し守屋美都雄氏は、秘笈本の中には類書などに対応文を見出せず、秘笈本にしか見えない文がある、などの理由から、秘笈本は輯本でなく、宋代から伝わってきた一系統であると主張した⁽⁴⁾。現在のところ守屋氏の説を否定したものは見あたらないが、しかし積極的に採るものも少なく⁽⁵⁾、いまだ輯本説が定説と見なされる感がある。しかしながら筆者は現段階で守屋氏が提示した輯本説批判の根拠のすべてを否定することはできないので、本稿では氏の説に従い、『荆楚歳時記』を引用する際は宝顔堂秘笈本を用いることとしたい。

次の問題点として、宗懐による本文と杜公瞻による注文が混交していることが挙げられる。『荆楚歳時記』現行本は、いずれも一字上げ部分とそれに付随する一字下げ部分より成るが、これらは必ずしも本文と注文を区別するためのものではない。現時点で両者を完全に区別することは困難であるが、一部分については区別できる場合もある。例えば、『玉燭宝典』に『荆楚記』（＝宗懐文。原書名か⁽⁶⁾）として引用された文は宗懐の文と断定できる。これは、『荆楚記』、『玉燭宝典』、杜公瞻の注を含んだ『荆楚歳時記』の順で成立したと考えられるためである。また『荆楚歳時記』には、さまざまな文献の引用の仕方などから、杜公瞻が『玉燭宝典』を参照しながら書いたと思われる部分がある。さらに北方の習俗への言及は杜公瞻注と考えられ、逆に荆楚地方に限定的な習俗への言及は宗懐の文と見なし得る。いずれにせよ、『荆楚歳時記』を用いる場合は、各条ごとに厳密な文献批判が必要となる。

三点目は本稿の主題に関わる、成立時期についての問題である。宗懐は50代半ばで南朝から北朝に渡ったが、その生涯の中でいつごろ『荆楚歳時記』を撰述したのかは明らかでない。これについて李裕民氏は、南宋・晁公武撰『郡齋讀書志』に「梁吏部尚書宗懐撰」とあり⁽⁷⁾、『荆楚歳時記』中に北方の習俗が記されていることから、宗懐が北朝に渡った直後に撰述したとしている⁽⁸⁾。また蕭放氏は、北朝系の杜公瞻が注を付け、宗懐が『荆楚歳時記』を撰述した動機も南朝の故郷を偲んでのことと考えられることから、成立時期はやはり宗懐が北朝に渡った後とする⁽⁹⁾。

しかし、疑問として以下の点を挙げるができる。まず李裕民氏の説で、北方の習俗に言及した部分は杜公瞻注と考えるべきではないかという点である。また『荆楚

歳時記』の序文について、『郡斎讀書志』袁本卷3（衢本卷12）引『荆楚歳時記』序⁽¹⁰⁾には、

傅玄の朝會・杜篤の上巳・安仁の秋興の叙・君道の娛蜡の述、其れ辭を屬すれば則ち已に洽し、其れ事を比すれば則ち未だ弘からず。某、率ね小記を爲り、以て荆楚の歳時を録す。元日より除夕に至る、凡そ二十餘事なり。

とある。蕭放氏の説のように、宗懌が故郷を偲んで著したとすれば、この序文に江陵陥落やそれに対する自身の思いなどが記されていて当然であるが、ここにはそのような出来事への言及はない。さらに、各書目や『荆楚歳時記』の現行本で、著者として「梁宗懌」とはあっても「周宗懌」としているものはないという点も指摘できる。宗懌には「後周儀同宗懌集」十二卷（『隋書』卷35経籍志4別集類条引）の著作があることから、『荆楚歳時記』も北朝で成ったのであれば「周宗懌」の著作として行われても何ら不思議ではない。しかしそれがない以上、『荆楚歳時記』はもともと「周宗懌」の著作とは別に「梁宗懌」の著作として存在していた可能性があると言わざるを得ない。

以上の点から、『荆楚歳時記』は宗懌が南朝にいた時にすでに著されていたと言える余地が残る。そうであるならば、なぜ宗懌は『荆楚歳時記』を撰述したのであろうか。また、なぜその際に民間習俗を題材としたのか、言い換えれば、それを記すことに当時いかなる必要性があったのであろうか。

これについてはもちろん現段階で決定的な証拠となる史料はないが、『荆楚歳時記』に記された習俗がどのように行われ、また社会の中でどのような位置づけにあったか、あるいは人々が民間習俗に対してどのような態度をとっていたかなどを見ることによって、『荆楚歳時記』成立の背景を探ることは可能であると思われる。そこで本稿では、人々の習俗に対する考え方や価値観が如実に現れている、魏晉南北朝時代前後における民間習俗の禁止事例に着目し、主に著者宗懌の『荆楚歳時記』撰述の動機について考察してみたい。

1 「寒食」の禁止

まず、寒食という習俗が禁止された事例から見ていきたいと思う。寒食とは、冬至後105日目前後に火を使うことを忌んだ行事⁽¹¹⁾で、寒食をすべき期間に火を使用すると暴風雨が起るとされる。その由来については、一般に春秋晉の文公の忠臣であった介子推が焼死したことを悼み、晉地方で始まったとされている。『荆楚歳時記』二月第20条⁽¹²⁾には以下のようにある。

冬節を去ること一百五日、即ち疾風甚雨有り、之を寒食と謂う。火を禁ずること三日、餈・大麥粥を造る。

按ずるに、曆には合に清明の前二日に在るべし。亦た冬至を去ること一百六日なる者有り。介子推、三月五日に火の焚く所と爲る。國人、之を哀れみ、毎歳

春暮、爲に火を擧げず、之を禁煙と謂う。之を犯せば則ち雨雹、田を傷う。……
舊俗に、介推の焚骸を以て、龍忌の禁有り。其の月に至れば咸な言う、神靈、
火を擧ぐるを樂まずと。後漢の周舉、并州刺史と爲り、書を介推の廟に移して
云う、「春中に寒を食すること一月、老小堪えず、今則ち三日にして已めよ」
と。冬至の後一百四日・一百五日・一百六日を謂うなり。『琴操』に曰く、「晉
の文公、介子綏と俱に亡ぐ。子綏、股を割き以て文公に啖わしむ。文公、國に
復るも、子綏のみ獨り得る所無し。子綏、龍蛇の歌を作りて隠れ、文公、之に
求むるも出づるを肯んぜず。乃ち左右の木を燔く。子綏木を抱きて死す。文公
之を哀れみ、人をして五月五日に火を擧ぐるを得ざらしむ」と。……

寒食の禁止については、以下に挙げるような事例がある。まず『後漢書』卷61周舉
列伝には、

舉、稍く并州刺史に遷る。太原一郡の舊俗に、介子推の骸を焚かるるを以て、龍
忌の禁有り。其の亡月に至らば、咸な神靈、火を擧ぐるを樂まずと言ひ、是に由
りて士民、冬中毎に輒ち一月寒食し、敢えて煙爨する莫く、老小堪えず、歳ごと
に死者多し。舉、既に州に到り、乃ち帛書を作りて以て子推の廟に置き、言えら
く、「盛冬に火を去り、民の命を殘損するは、賢者の意に非ず、以て愚民に宣示
し、温食に還らしめよ」と。是に於いて眾の惑い稍く解け、風俗頗る革む。

とあり、後漢の周舉が并州刺史となったとき、周舉は介子推を賢者として尊重しつづ
も、冬の寒い時期に長期間火を使わないことで人々の生活や生命が脅かされることを
案じ寒食をやめさせた。また『玉燭宝典』卷2引「魏武明罰令」には、

聞くならく、太原・上黨・西河・雁門は、冬至の後の百有五日に、皆な火を絶ち
寒食す。介子推の爲にすと云う。夫れ介子推は晉の下士にして、高世の徳無し。
子胥、直亮なるを以て水に沈めしも、呉人未だ水を絶つ事あらず。子推獨り爲
に寒食するに至りては、豈に偏ならざるや。又た云う、「廢する者有らば、乃ち
雹雪の災を致す。復た顧みず、寒食せずんば郷も亦た之有るなり。漢武の時、京
師の雹、馬頭の如し。寧んぞ當に坐して寒食せざるべけんや」と。且つ北方は五
寒の地にして、老小羸弱、將に不堪の患有り。令書到れば、民み一な寒食するを得
ず。若し犯す者有らば、家長は半歳の刑、主吏は百日の刑、令・長は俸一月を奪
わる。

とあり、魏の武帝（曹操）が發布した令では、「高世の徳」のない介子推のために寒
食することを批判しており、周舉の例で介子推を「賢者」として尊重していたのとは
異なっている。ただし、極寒の時期に寒食することの弊害を述べている点は同じであ
る。北魏でも、『魏書』卷7上孝文帝紀上延興四年条に、

二月……辛未、寒食を禁斷す。

とあり、また同卷7下孝文帝紀下太和二十年条にも、

二月……癸丑、介山の邑に詔して、寒食を爲すを聽すも、自餘は禁斷す。

とあるように、寒食はしばしば禁止されたが、しかし後者の事例では介子推が死んだ

とされる介山の邑だけでは寒食を行うことを認めており、禁止対象を起源地の并州一帯とした周挙や「魏武明罰令」の例とは状況が異なっている。

以上のように、寒食禁止の理由や対象、また祭祀される介子推の位置づけなどは事例によって異なっており、寒食に対する人々の考え方が一致していない。その最たる例として、『晉書』巻105石勒載記下では、以下のような寒食の禁止をめぐる当時の興味深い議論を見ることができる。

暴風大雨あり、……雹は西河の介山に起こり、……行人・禽獸の死せる者萬數、太原・樂平・武鄉・趙郡・廣平・鉅鹿の千餘里を歴り、樹木は摧折し、禾稼は蕩然たり。(石)勒、東堂に正服し、以て徐光に問いて曰く、「……(中略)……」と。光、對えて曰く、「……去年寒食を禁ず。介推は帝の郷の神なり、歴代の尊ぶ所なり、或る者以爲えらく、未だ宜しく替うべからざるなり、と。……縦え天下に令して爾を同じうせしむること能わざるも、介山の左右は、晉文の封ずる所なり、宜しく百姓に之を奉ずるを任すべし」と。勒、書を下して曰く、「寒食は既に并州の舊風にして、朕は其の俗に生まれ、異とする能わざるなり。前者、外議して子推の諸侯の臣たるを以て、王者、應に忌と爲すべからざらしめ、故に其の議に従う。儻し或いは之に由りて斯の災を致すか。子推、朕の郷の神と雖も、法もて^ま食する者に非ざれば亦た亂すを得ざるなり。尚書、其れ促かに舊典を檢べ議を定めて聞せよ」と。有司奏するに、子推は歴代の尊ぶ攸なるを以て、普く寒食を復……さんことを請う。勒の黃門郎韋謏、駁して曰く、「案ずるに、『春秋』に、氷を藏するに道を失えば、陰氣發して泄れて雹と爲る、と。子推より已前、雹は復た何れの致す所ならんや。此れ陰陽の乖錯するより爲す所なるのみ。……」と。勒、之に従う。是に於いて冰室を重陰凝寒の所に遷し、并州復た寒食すること初めの如し。

ここでは、民間の祭祀や習俗を容認、あるいは禁止すべき理由・根拠が交錯している。一連の議論の中で寒食を禁止する根拠として提示されているものは、諸侯の臣にすぎない介子推が「王者」の祭るべき人物でないことと、寒食が法や「旧典」に則らないことの二点であり、他方、容認する理由は、寒食をやめると災害が起ってしまうことと、介子推が皇帝石勒の郷里の神であることの二点である。しかしこれらの何に拠りどのように寒食を処理すべきなのか容易に決し得なかったことは、石勒の態度にも示されている。石勒自身は、当初から郷里の習俗である寒食を禁止することには否定的だったようであるが、官吏たちに寒食を復活させるよう説かれてもそれが法や旧典に則るものであるかどうかを気にしているのである。このような石勒の態度は、為政者にとって郷里の習俗と法や「旧典」などのどちらをより尊重すべきかということに対し、明確な回答がなかったことを示している。

さらに興味深いのは、最終的に并州では再び寒食を行うことが認められたが、それと同時に、先だつての暴風雨が介子推によるものではないという意見を取り入れ、氷室の場所を移動させてもいることである。これは、もはや寒食自体に天災の抑止を期

待していたのではないということになる。つまり寒食を復活させたのは、并州に根付いていた介子推という神やそれを祭る習俗を最後は尊重したことによると言えるのである。

ところで石勒が則るべきものとして挙げた法や「旧典」は、南北朝時代においては、民間習俗とどのような関係にあったのであろうか。

2 正統的祭祀と民間習俗

民間習俗に対して為政者のとるべき態度については、例えば『三国志』巻64呉書・孫綝伝に、

綝の意彌々溢れ、民神を侮慢し、遂に大橋頭の伍子胥廟を焼き、又た浮屠の祠を壞ち、道人を斬る。

とあり、伍子胥廟や仏教の祠堂を破壊した孫綝の行為が批判的に記されているように、民間習俗といえども、むやみにそれをないがしろにする態度は決して評価されるものではなかったと思われる。しかし、民間習俗を法や「旧典」などに則らないとして認めない考え方は中国では古くからあった。例として『韓非子』巻14外儲説篇右下に、

秦の昭王、病有り、百姓、里ごとに牛を買いて家ごとに王の爲に禱る。……王曰く、「之に訾すること人ごとに二甲。夫れ令に非ずして擅に禱るは、是れ寡人を愛すればなり。夫れ寡人を愛し、寡人も亦た且に法を改めて心之と相い循わんとすれば、是れ法立たず、法立たざるは、亂亡の道なり。人ごとに二甲を罰して復た與に治を爲すに如かず」と。

とあり、王の病氣回復を願つての祭祀ですら法に背くものとされ、それを行った者は罰を科せられている。

また魏晉期以降も、「旧典」のような伝統的・正統的祭祀のあり方と民間で行われる祭祀は、本来相容れるものではなかったと考えられる。例えば、『三国志』巻35蜀書・諸葛亮伝引『襄陽記』には、

亮、初めて亡し、所在各々爲に廟を立てんことを求むるも、朝議、禮秩を以て聽さず。百姓遂に時節に因り、私かに之を道陌の上に祭る。事を言う者或いは以て廟を成都に立つるを聽すべしと爲す者あるも、後主従わず。歩兵校尉習隆・中書郎向充等、共に上表して曰く、「……今若し盡く民心に順えば、則ち瀆して典無く、之を京師に建つれば、又た宗廟に偪り、此の聖、懐くに惟だ疑のみある所以なり。臣愚以爲えらく、宜しく其の墓に近きに因り、之を沔陽に立て、親屬たる所をして時を以て賜祭せしめ、凡そ其の臣・故吏の奉祠せんと欲する者は、皆な廟に至るに限るべし。其の私祀を斷じ、以て正禮を崇べ」と。是に於て始めて之に従う。

とあるように、諸葛亮の死後、蜀漢の建設に多大な功績を残した諸葛亮の廟を立てることを人々が求めたが、礼を逸脱するとして許されず、また民が祭祀を行うのを認め

ることは旧典の冒瀆にあたとされている。つまりこの場合、民間での私的な祭祀は一切認められていないことになる。

そのほか、魏晉南北朝時代前後に民間の祭祀・習俗などが禁止された事例を表3のようにまとめてみると、禁止の対象はさまざまであるが、禁止の理由・根拠は、人々の生命・財産を脅かすものであることと、「祀典」・「正典」・「礼典」・「墳典」などに則らないものであることに大別できる。これは、当時の人々（特に支配者層）にとって「祀典」などの遵守が人々の生命・財産の維持と同程度の重要性や絶対性を持っていることを示していると言える。

しかし、南北朝時代になると、そのような民間習俗のあり方に変化が見られる。『晉書』巻95仏図澄伝には、

百姓、(佛圖)澄の故に因り多く佛を奉じ、皆な寺廟を營造し、相競いて出家するに、眞偽混淆し、多く愆過を生ず。(石)季龍、書を下して料簡するに、其の著作郎王度奏して曰く、「佛は外國の神にして、諸華の應に祠奉すべき所に非ず。……今、趙人悉く寺に詣り焼香禮拜するを聽さずと斷ずべし。以て典禮に遵い、其の百辟・卿士、下は眾隸に逮ぶまで、みな之を禁ぜよ。其の犯す者有らば、淫祀と同罪なり。其れ趙人の沙門と爲る者、還して百姓に服さしめよ」と。……季龍、澄の故を以て、書を下して曰く、「朕、邊戎より出で、忝しくも諸夏に君たるも、饗祀に至りては、應に本俗に従うべし。佛は是れ戎神にして、應に兼ねて奉ずべき所なり、其の夷趙の百姓、佛に事うるを樂む者有らば、特に之を聽す」と。

とあり、ここでは、仏教信仰の是非について、著作郎王度は「典禮」に従って仏教信仰を禁じるよう奏しているが、石季龍(石虎。後趙・武帝)は、自身が「辺戎」の出身であり、仏教もまたそこから生まれた宗教であることを述べ、祭祀は「本俗」、つまりそれぞれの生まれながらの習俗に従うべきであるとして、趙人には仏教信仰を許している。つまりここでは中国の伝統的な「旧典」・「典禮」などよりも、「本俗」がより重視されているのである。

先に挙げた『晉書』石勒載記及び仏図澄伝から言えることは、非漢人としての石勒や石虎の出自は、寒食や仏教が容認されることに大きな意味を持っているということである。魏晉南北朝時代における非漢人の台頭は、それまでいわば異端であったような習俗が公認される一因となり得る。寒食の例では、劉昫芳氏によれば、唐代に入るとそれは元日や冬至と並んで重要な節日となったが⁽¹³⁾、これは唐を建てた李氏一族が太原で拳兵し、建国の後も太原出身者を重用したためであるとされている⁽¹⁴⁾。このように、南北朝時代以降、伝統的な「旧典」などに則らずとも、民間社会に深く根付いた習俗が、次第に公認され普及していく様子を見ることができるのである。

3 「施鉤」の禁止と宗懌

続いて、「施鉤」という行事の禁止事例を見ていきたい。施鉤は、『荆楚歳時記』に記録された行事のうち、著者宗懌とほぼ同時代に禁止されたことがわかる唯一の行事である。『荆楚歳時記』正月第10条⁽¹⁵⁾に、

施鉤の戲を爲す。綆を以て篋纜を作りて相冒き、綿々として數里に互り、鼓を鳴らして之を牽く。

按ずるに、施鉤の戲、諸を外典に求むるも、未だ前事有らず。公輸の（魯）より楚に遊びて、載舟の戲を爲し、退けば則ち之を鉤し、進めば則ち之を強う。名づけて鉤強と曰う。遂に鉤を以て戲を爲す。意は此より起こる。『涅槃經』に曰く、「鬪輪冒索」と。其れ外國の戲か。今の鞦韆も亦た施鉤の類なり。

とあり、また『隋書』卷31地理志下に、

（南郡・襄陽）二郡又た牽鉤の戲有り、講武より出づる所と云う。楚の將に呉を伐たんとして、以て教戰と爲し、流遷して改めず、習いて以て相傳う。鉤、初めて發動するに、皆な鼓節有り、歌謠を羣謔し、遠近を振驚す。俗に云う、此を以て厭勝し、用て豊穰を致すと。其の事亦た他郡に傳う。

とあるように、施鉤は正月に豊穰を祈願するために行う綱引きのような行事で、春秋時代に公輸子が楚にいたときに発明した道具が始まるとされ、楚の地方に起源のある習俗であると同時にそこで盛んに行われていた⁽¹⁶⁾。ところが、同じく『隋書』には続けて、

梁の簡文の雍部に臨むや、教を發して之を禁じ、是に由りて頗る息む。

とあり、梁の簡文帝によって施鉤が禁止されたという⁽¹⁷⁾。

簡文帝は梁の初代皇帝・武帝の子で、天監2年（503）に生まれ、太清3年（549）に即位、大宝2年（551）に49歳で崩御しており（『梁書』卷4簡文帝紀）、『荆楚歳時記』の著者宗懌とはほぼ同世代である。施鉤が禁止された時期については、『隋書』に、簡文帝が「雍部に臨」んだときとあるが、これは具体的にいつごろだったのであろうか。

そこで、再び表3を見ると、民間習俗を禁止した者は皇帝のほか、刺史・太守・県令・県長など、地方長官である場合が多いことがわかる。簡文帝は、『梁書』簡文帝紀によれば、普通4年（523）から中大通2年（530）までの7年間、雍州刺史に就任している。つまり、施鉤を禁止したのはこの間である可能性が高いと言える。

そうであるとする、それは宗懌の20～30代前半のころとなるが、宗懌はその後江州の諸県令を歴任し、さらに太清元年（547）には荊州別駕・江陵県令に就任している。江陵は襄陽郡とともに施鉤が盛んであるとされた荊州南郡の郡治である。したがって雍州における施鉤禁止は江陵にも少なからず影響があったと思われるし、宗懌は施鉤を含めた民間習俗を取り締まる立場にあったはずである。しかも第1節に挙げた

「魏武明罰令」では、寒食禁止の令に違反する者がいた場合、県令・県長まで処分の対象となっている。つまり、地方官は習俗の取り締まりにかなりの責任を負っていたのである。それでは、そのような立場を経験した宗懐は、なぜ禁止された施鉤という行事を含め、荆楚地方の習俗について書き残したのであろうか。

それに関しては、宗懐が強い郷土愛を持っていたことを指摘できる。『周書』巻34宗懐伝には、

初め侯景の平らげらるるの後、梁の元帝、建業に還るを議るに、唯だ懐のみ渚宮に都するを勸むるは、其の郷里の荆州に在るの故を以てなり。

とあり、これによれば、侯景の乱平定後、元帝が承聖元年（552）に江陵で即位したことから、江陵への遷都案が浮上した。このとき宗懐は江陵への遷都を主張しており、先行研究では、この郷土愛が『荆楚歳時記』を著すことにつながったと指摘されている⁽¹⁸⁾。筆者は、この遷都問題そのものが、宗懐が『荆楚歳時記』を著す契機の一つであったのではないかと考える。このときの遷都問題については、『南史』巻34周朗伝附周弘正伝に以下のように詳しい。

時に遷都を朝議するも、但だ元帝は、再び荆陝に臨むこと前後二十餘年なれば、情の安戀する所にして、建業に歸るを欲せず。兼ねて故府の臣僚、皆な楚人にして、竝びに即ち江陵に都せんと欲し、云えらく、「建康、蓋し是れ舊都なるも、彫荒已に極まり、且つ王氣已に盡き、……。且つ臣等、又た荆南に天子の氣有るを聞く、今其の應なり」と。元帝、去る意無し。……（王）褒、後に清間に困り、密かに諫めて丹陽に還らしめんとすること甚だ切なり。帝、之を納ると雖も、色、悦ばず。……他日、（周）弘正乃ち色を正して諫むること、再三に至り、曰く、「……黔首の如きに至りては、未だ建鄴城に入るを見ざれば、便ち未だ是れ天子にあらず、猶お列國の諸王のごとしと謂う。今日百姓の心に赴げんとすれば、建鄴に歸らざるべからず」と。時に當たりて頗る相酬許す。弘正退くの後、黃羅漢・宗懐乃ち言う、「弘正・王褒は竝びに東人にして、仰ぎて東下を勸むるは、國計を爲すに非ず」と。弘正竊かに其の言を知り、他日乃ち復た上前に二人を面折して、曰く、「若し東人の東に下らんことを勸むること、之を私計と謂えば、西人の西に住まんとすること、亦た是れ私計なるや不や」と。……上、又た曾ち後堂を以て大いに文武を集め、……徧く人情を試さんと欲し、曰く、「吾に去るを勸むる者は左袒せよ」と。是に於いて左袒する者過半なり。

これによれば、遷都の是非をめぐる議論の応酬があり、宗懐は江陵遷都派の中心で、建康帰還派と対立していた。元帝も長年荆州刺史として江陵にいたことから建康に戻ることは消極的であったようであるが、そもそも元帝は、侯景の傀儡であった簡文帝政権の正統性を認めず⁽¹⁹⁾、またこの侯景の乱を平定して立った皇帝である。したがって、元帝とその勢力下にある荆州の人々は、簡文帝政権や都の建康に対して少なからず対抗意識を持っていたと考えられる。宗懐もこのような対抗意識を持って江陵への遷都を主張したのであろう。そして『荆楚歳時記』を著したのも、荆楚地方の

文化への愛着や誇りとともに、健康あるいは簡文帝政権への対抗意識があったからではないだろうか。そうであるとすれば、簡文帝によって禁止された施鉤について書き残したのもそのような理由によると言える。

さらに前節で検討したように、当時北朝ではさまざまな民族の流入や台頭によって、「旧典」のようなそれまでの原則が崩れ、民間に定着した習俗がより重んじられるようになっていたが、同様のことが南朝でも起こっていたと思われる。つまり漢人が長らく国家の中心であった華北を離れ、環境もまったく異なるいわゆる「蛮夷」の地に建国したことで、習俗のあり方も変容したことは想像に難くない。このような中で各地の地域文化や民間習俗が容認される場合もあったであろうし、それを保つべきと考えられる場合もあったと思われる。それは荆楚地方の文化も例外ではなく、ましてや江陵が新首都となったときにはその文化がスタンダードとなる可能性もある。『荆楚歳時記』は、あるいはこのような状況も視野に入れながら習俗の新たな基準作りのために書かれたとも考えることができよう。

4 魏晉南北朝時代における地理書の編纂と『荆楚歳時記』

この問題について、さらに異なる角度から検討したい。その際に着目したいのは、当時大量に編纂された地理書である。『荆楚歳時記』はあくまで「歳時記」ではあるが、ある地域の習俗を記している点で地理書的な要素も持っていると言える。したがって地理書がいかなる意図の下で編纂されたのかを見ることで、『荆楚歳時記』の成立理由がうかがえると思われる。

そこでまず、当時の人々が「地域」に対していかなる意識を持っていたのかについて見ていきたい。ここで注目できるのは中村圭爾氏の所説である。氏によれば、後漢末から魏晉南北朝時代にかけての時代的特徴として、郷党の優劣によって地域間の優劣を競うという現象が見られるが、その背景には地域間の対抗意識や「自郷至上主義」があり、地理書もそのような「郷里の自己主張」の現れであるとされている⁽²⁰⁾。つまり、地理書は出身地の文化を誇りそれを内外に知らしめる役割を担っていたのである。

例えば、地理書であり、『荆楚歳時記』に先立つ歳時史料としても重要な地位を占める周処の『風土記』も、このような意識の下で撰述されたと考えられる。周処は孫呉の陽羨県出身で、『風土記』も陽羨の地理・風俗を中心に記されているが、守屋美都雄氏は、『晉書』巻58周処伝に、

呉の平らげらるるに及び、王渾、建鄴宮に登り酒を醜すに、既に酣にして、呉人に謂いて曰く、「諸君は亡國の餘にして、感無きを得るや」と。(周)處、對えて曰く、「漢末分崩し、三國鼎立し、魏は前に滅び、呉は後に亡ぶ。亡國の感、豈に惟だ一人のみならんや」と。渾、慚色有り。

とあるように、呉が晉に滅ぼされた際に周処が強い郷土愛を示しており、また華北の人の江南文化への白眼視もあったとして、故郷の文化を内外に誇示することを目的に

『風土記』が撰述されたとしている。また周処の時代には、同書同伝に、

尋いで楚の内史に除せられ、……乃ち先ず楚に之く。而して郡、既に喪亂を經、
新舊雜居し、風俗未だ一ならず。

とあるように、戦乱によってさまざまな地域から来た人々が一か所に集まり、彼らが持つ習俗も混在していたという状況がある。つまり異質な文化がすぐ身近に現れたことで、自らの文化が相対化され、それを再認識することとなったのである。

地理書はこのような情勢の下で編纂されており、宗懐の『荆楚歳時記』もまたそのなかで成立したと言える。先述したように、侯景の乱平定後に江陵への遷都案が浮上し、宗懐自身も遷都推進派の中心となったことは、健康の文化などに対する対抗心を生じさせ、また逆に荆楚地方の文化を再認識する契機となったと考えられる。つまり『荆楚歳時記』撰述の動機もそこに求めることができるのである。

そこで、今一度『荆楚歳時記』の序文を見てみたいと思う。

傅玄の朝會・杜篤の上巳・安仁の秋興の叙・君道の娛蜡の述、其れ辭を屬すれば則ち已に洽し、其れ事を比すれば則ち未だ弘からず。某、率ね小記を爲り、以て荆楚の歳時を録す。元日より除夕に至る、凡そ二十餘事なり。

ここで特に注目したいのは下線部である。その前半の「其れ辭を屬すれば則ち已に洽し」とは、その直前の「傅玄の朝會・杜篤の上巳・安仁の秋興の叙・君道の娛蜡の述」、すなわち傅玄の元日朝會賦、杜篤の祓禊賦、潘安仁の秋興賦、嵇含の娛蜡賦など、年中行事や四季折々の風習を詠んだ賦はそれぞれよく知られている、ということであろう。また後半の「其れ事を比すれば則ち未だ弘からず」とは、上述の賦などに詠みこまれた風習を類似のものとは比べてみると、まだそれは普及していない、ということになる。つまり全体的な意味を取ると、ある風習が詩文の形ではすでに普及しているが、実際に行われている各地の風習を見比べればまだ違いがあつて一般的なものとなっているわけではない、と解釈できる。ついで、自分は荆楚地方の歳時を記録する云々、と続くのであるが、ここから読み取れることは、まさに宗懐がさまざまな風習を比較した結果、荆楚地方の習俗を再認識したのであり、『荆楚歳時記』を記すことでそれを広めようという「自郷至上主義」⁽²¹⁾に根ざした意図があつたのではないかということである。江陵への遷都が実現すれば、当然その地が文化の中心となるのであるから、その準備として荆楚地方の習俗をまとめ、人々に示そうとしていたのではないだろうか。

ところで地理書にはもう一つ、政治の参考にするという利用法もあつたと考えられる。青山定雄氏は、地理書は名族が郷党の名望家として、あるいは指導者としてその地の地理歴史を後世に伝え、文化を誇り、また官吏となつた際には政治の参考を用いることなどを動機として編纂されたとしている⁽²²⁾。先に見たように、自郷の文化に対する認識は他郷の文化への認識を前提とするものであるが、さらにその前提には多様な文化が存在し、かつ認識されていたことがある。このような多文化社会において、各地はいかに統治されていたのであろうか。そこで『隋書』卷33経籍志2 地理類条を

見ると、

昔者、先王の民を化するや、五方の土地を以て、風氣の生ずる所、剛柔輕重、飲食衣服、各々其の性有り、遷變すべからず。是の故に疆りて天下を理め、其の土宜を物し、其の利害を知り、其の志を達して其の欲を通じ、其の政を齊えて其の教を修む。故に曰く、廣谷大川に異制あり、人の其の間に居るに異俗あり。『書』の禹の九州を別ち、其の山川を定め、其の圻界を分かち、其の物産を條し、其の貢賦を辨ずるを録すは、斯れ之の謂いなり。……

とあり、ここでは歴代の為政者たちが地域ごとに異なる自然・物産・風俗などの把握に努めており、地理書がその延長線上にあることが述べられている。中村圭爾氏も、この一節から、各地の多様な特性への認識を前提とした統治方式のために地理書が必要とされたことを指摘している⁽²³⁾。

地理書が地方統治に利用されていた例として、梁・元帝の場合を挙げることができる。元帝は、即位以前に荊州刺史・江州刺史を経験しているが、彼の著書として『荊南志』・『江州記』の二つの地理書がある⁽²⁴⁾。元帝がこれらを著したことは、明らかに彼が荊州刺史・江州刺史であったことと関係がある。元帝は早くから荊州に鎮していたが、言うまでもなく荊州の土着の人ではなく、また地方行政のトップたる刺史が興味本位でその土地の地理書を著すというのは考えにくい。

宗懐も、江州の臨汝・建成（城）・広晉県令や、荊州では別駕・江陵県令などの地方官を歴任しており、その意味では地元であってもその地方の習俗について政治的関心を持っていたとしても不思議ではない。また元帝が政治的な目的で『荊南志』・『江州記』などを著していたのであれば、宗懐もその影響を受けていたとすることができる。したがって宗懐はすでに南朝にいたときに『荊楚歳時記』を撰述していたと考えられるのである。

おわりに

本稿では、魏晉南北朝時代前後の民間習俗の禁止事例から、『荊楚歳時記』が成立した時代的背景を探り、著者宗懐がそれを撰述した動機について考察した。それによれば、民間習俗はしばしば国家によって禁止の対象とされたが、魏晉南北朝時代になると、禁止されるものもある一方で人々の生まれながらの習俗である「本俗」が尊重されるようになり、なかには容認されるものも見られるようになった。これは、諸民族の台頭や漢人の東遷によって伝統的な観念が次第に崩れていったためであると思われる。このような時代に『荊楚歳時記』は成立したのであるが、宗懐の場合、それを撰述することとなった直接的な契機は、江陵への遷都問題であった。もともと宗懐は、故郷である荊楚地方に対する愛着や誇りを持っており、加えて都の建康や簡文帝政権に対する対抗意識もあった。また地方官・中央官として、地方統治に関わる荊楚地方への政治的な関心を持っていたと考えられる。江陵への遷都計画案をきっかけに、荊

楚地方の文化や習俗を誇示、あるいは把握する必要性が生じたのである。以上により、『荆楚歳時記』は南朝で成立したと言えよう。

また今後の課題および展望として、まず本稿で触れることのできなかった注釈者杜公瞻の動機についての問題を挙げなければならない。北朝系の人である杜公瞻がなぜ南朝のものである『荆楚歳時記』に注をつけたのか。宗懐に比べ杜公瞻の事跡に関する史料は少なく、その動機について十分に検討を加えることは困難である。しかし現行本『荆楚歳時記』に杜公瞻の注が多くまぎれていることを考えると、彼の生きた時代において『荆楚歳時記』とそれに注をつけることにはいかなる社会的需要があったのかという点について、杜公瞻の事跡のみならず当時のさまざまな史料からさらに検討を加える必要がある。またこれに関連して、隋・唐という統一国家の時代においては、南北朝時代に見られた多様な民間習俗がいかなる形に発展、あるいは変容していったのか、また国家はそれをどのように把握し管理していたのか、などの問題も検討すべき課題であると思われる。

注

- (1) 『荆楚歳時記』の著者宗懐がいつの時代の人であるかについては、「晉宗懐」とする版本と「梁宗懐」とする版本があるが、先行研究ではいずれも「晉宗懐」とするのは誤りで、梁代の人とするのが正しいとされる。宗懐という人物は、正史では『梁書』・『周書』・『北史』に立伝されており、また『荆楚歳時記』の正月の条に「梁有天下、不食葷」とあることなどから、やはり宗懐は梁の人とすべきである。
- (2) 「杜公瞻」は、「杜公瞻」に作る場合もある（『隋書』巻58杜台卿伝・『北史』巻55杜弼伝附杜襄伝及び各書目など）が、『荆楚歳時記』各版本の本文中では、いずれも「瞻」に作っているので、本稿ではひとまず「瞻」に統一しておく。
- (3) 余嘉錫『四庫提要弁証』史部4地理類3（芸文印書館、1937年）、和田久徳「荆楚歳時記について」（『東亞論叢』第5輯、1941年）、李裕民「宗懐及其『荆楚歳時記』考述」（宋金竜校注『荆楚歳時記』山西人民出版社、1987年）、蕭放『《荆楚歳時記》研究—兼論伝統中国民衆生活的时间観念』「緒論」8頁（北京師範大学出版社、2000年）など。
- (4) 守屋美都雄A「荆楚歳時記の書誌学的研究」上・下（『東洋学報』第36巻第3・4号、1953～54年）、守屋美都雄B『中国古歳時記の研究』（帝国書院、1963年）。なおBはAを補正したものである。以下、守屋氏の説を引く場合は、特に注記しない限りすべてこれによる。
- (5) 宋金竜氏は守屋氏が宝顔堂秘笈本を輯本でないという点で重視していることから、自身の校注本ではそれを底本として用いており（宋氏前掲書）、管見の限り、唯一守屋説を積極的に採用したものである。
- (6) 『玉燭宝典』は、現存する文献中で『荆楚歳時記』を引用した最初の文献であるが、必ず『荆楚記』として引用している。これについて和田久徳氏は、『荆楚記』は『荆楚歳時記』の略称ではなく、宗懐による原書名であった可能性が高いとした（和田氏前掲論文）。これを受けて守屋美都雄氏は、『荆楚歳時記』の名は唐・武徳7年（624）に成立した『芸文類聚』に見えるので、『玉燭宝典』から『芸文類聚』に至る約40年の間に『荆楚記』から『荆楚歳時記』という名になったと考え、杜公瞻が注を付けた段階で『荆楚歳時記』としたのではないかと述べている。守屋説

の是非については即断できないが、『荆楚歳時記』の原書名が『荆楚記』であったことはほぼ確実であろう。

- (7) ただし『郡齋讀書志』には袁本・衢本ともに「梁宗懐撰」とはあっても、「梁吏部尚書宗懐撰」とはしておらず、李裕民氏が書名を誤っているのではないかと思われる。
- (8) 李裕民氏前掲論文。
- (9) 蕭放氏前掲書、5頁。
- (10) 守屋美都雄氏は、この序文が杜公瞻注釈本の序文であるとするれば、そこに宗懐書と自分の書との関係に言及して然るべきであるが、それがないことから、これを宗懐自身の序文と判断している。筆者も、特にこの文を杜公瞻、あるいは他の第三者が書いたとしなければならぬ理由はないと考えるので、氏の見解に従いたい。
- (11) 後掲『荆楚歳時記』第20条引「琴操」などのように、寒食を行う日はこのほかに5月5日とされる例もある。
- (12) 本条一字下げ部分は、大半が文献などからの引用で占められ、a 陸翻『鄴中記』・b『玉燭宝典』・c 孫楚「祭会子推文」・d 周舉の故事・e『琴操』・f「魏武明罰令」・g『左伝』・h『史記』・i『周礼』の九つの文献・故事などが引かれるが、このうちb・i以外はすべて『玉燭宝典』巻2寒食条に『荆楚歳時記』よりも詳細に引用されている。またf・g・hについては『荆楚歳時記』ではタイトルが記されるのみで本文の引用がなく、『荆楚歳時記』だけを見る限りなぜそれらが挙げられているのか理解しがたいが、『玉燭宝典』にはそれらの本文が引用されている。したがって少なくともb・i以外の文献・故事は杜公瞻が『玉燭宝典』を参照しながら引用したものであり、一字下げ部分のほとんどは杜公瞻注と考えられる。あるいは一字上げ部分も含め、この条すべてが杜公瞻によって新たに加えられたとも考えられるが、当時の荆楚地方には山西地方の出身者が多数流入したとされるため（譚其驥「晉永嘉喪乱後之民族遷徙」（『燕京学報』第15期、1934年）、荆楚地方でも寒食が定着していた可能性はあるので、一字上げ部分が宗懐文か杜公瞻注かは判断しがたい。なお「会子推～田を傷つく」及び「舊俗～謂うなり」は陶珽説郭本系統本になく、「舊俗～三日にして巳めよ」は守屋美都雄氏によれば宝顔堂秘笈本独自の文である。
- (13) 唐代においては、寒食の休暇日数が、『大唐六典』巻2尚書吏部・吏部郎中条では4日とされており、これは元正・冬至に次いで多い日数である。また『冊府元龜』巻60帝王部立制度1によれば、その日数は大暦3年（768）に5日、さらに貞元6年（790）には7日となり、次第に増やされていった。これらによって寒食が重要な節日であったことがわかる。
- (14) 劉曉峰『古代日本における中国年中行事の受容』150～151頁（桂書房、2002年）。
- (15) 一字下げ部分の「其れ外國～の類なり」は、施鉤を「鞞韃」（ブランコのようなもの。『荆楚歳時記』第11条一字下げ部分参照）と同類のものとし、しかも外国に起源があるかのように述べている。しかし後掲『隋書』地理志・『封氏聞見記』（注16）などから、施鉤が荆楚地方に起源があり、そこで盛行していた習俗であることは疑いないので、「其れ外國～の類なり」は杜公瞻注と考えられる。
- (16) 『隋書』地理志下の「牽鉤」とは「施鉤」のことであると考えられる。また『封氏聞見記』巻6（唐・封演）には「拔河、古謂之牽鉤。襄・漢風俗、常以正月望日爲之」とあり、正月15日に行われていたようである。
- (17) 同様の記述が『封氏聞見記』巻6にも「相傳楚將伐吳、以爲教戰。梁簡文之臨雍部、禁之而不能絶」とある。
- (18) 和田久徳氏前掲論文、守屋美都雄氏前掲論文・論著、王毓栄『荆楚歳時記校注』2頁（文津出

版社、1988年)など。

- (19) 例えば、『梁書』巻5元帝紀には「大寶元年、世祖猶稱太清四年」などとあり、簡文帝即位後に初代武帝の元号である太清から大宝に改元されたが、元帝は太清と称し続けた。
- (20) 中村圭爾「六朝史と「地域社会」」(中国中世史研究会編『中国中世史研究 続編』京都大学学術出版会、1995年)。後に同氏『六朝江南地域史研究』(汲古書院、2006年)に再録。
- (21) 「自郷至上主義」について、中村圭爾氏は、その意識の前提となる他の郷里の存在を認識することは、官僚生活や上計、婚姻・葬儀などで、社会上層部の他郷と接触して得る情報量が増加したことによって可能となったとしており(中村氏前掲論文)、これによれば自郷至上主義は社会上層部に限られた意識となる。しかしながら、文化は相次ぐ戦乱・諸民族の混在・漢族の東遷など、社会下層部まで含めた人々の移動によっても相互に交流し得る。むしろ、民間習俗に限って言えば、社会下層部の人々こそその担い手なのであるから、彼らの大規模な移動なくして自他の差異を正確に認識することは困難であろう。したがって筆者は、「自郷至上主義」は必ずしも社会上層部のみがその形成に関わっていたのではなく、また彼らのみに限られた意識でもないと考ええる。
- (22) 青山定雄「六朝時代に於ける地方誌編纂の沿革」(『池内博士還暦記念 東洋史論叢』座右宝刊行会、1940年)。
- (23) 中村氏前掲論文。
- (24) 『梁書』巻5元帝紀参照。また元帝の著作である『金樓子』巻5著書篇には、「荆南志一帙二卷。原註、金樓自撰」(金樓は元帝の号)、「江州記一帙三卷」とある。なお『荆南志』については、『南史』巻8梁本紀下元帝条では「荆南地記」とし、『隋書』巻33経籍志2地理条では「荆南地志二卷。蕭世誠撰」としている。

【付記】本稿は、2008年3月29日に行われた早稲田大学東洋史懇話会第33回大会において発表した「『荆楚歳時記』成立の背景をめぐって—魏晉南北朝時代における民間習俗の禁止事例を中心に—」に基づくものである。

(本学大学院修士課程修了)

表1 宗懐関連年表

西暦	年号	皇帝	年齢	出来事
498～502	永泰元～天監元	南齊・東昏侯 梁・武帝	1	誕生(江陵にて?)。父は宗高之(梁の山陰令)。
523	普通4		22～26	晉安王綱(後の簡文帝)、雍州刺史に就任(～530)。
525	普通6		24～28	秀才に挙げられるも対策せず。
526	普通7		25～29	湘東王繹(後の元帝)、荊州刺史に就任。それにと もない、王府の記室となる。
540	大同6		39～43	湘東王、江州刺史に就任。江州の刑獄參軍となり 書記を兼ねる。 ○臨汝・建成(城)・広晉県令を歴任。 ○母の死により退官。
547	太清元	簡文帝	46～50	湘東王が再び荊州刺史となったのを機に復歸し、 荊州別駕・江陵県令となる。
548	太清2		47～51	侯景の乱勃発。建康陥落。
549	太清3		48～52	武帝崩御。晉安王即位(侯景の傀儡政権)。
550	太清4 ／大宝元		49～53	簡文帝、大宝と改元するが、湘東王は太清と称し 続ける。
551	大宝2 ／天正元		予章王 →侯景	50～54
552	承聖元	元帝	51～55	湘東王、侯景を討伐し乱を平定。 湘東王、江陵で即位。尚書侍郎となり、信安県侯 に封ぜられる。その後吏部郎中・五兵尚書・都官 尚書などを歴任。 ○遷都問題起こる。江陵への遷都を主張し、江陵 遷都派の中心となる。
554	承聖3		53～57	7月、都官尚書から吏部尚書に転任。 ○王褒・顔之推らと典籍の校定にあたる。 11～12月、西魏の侵攻により江陵が陥落。元帝、 殺害される。西魏に連行される。
		西魏・恭帝		宇文泰に厚遇される。
556		北周・孝閔帝	55～59	孝閔帝(宇文覺)即位し国号を周とする。車騎將軍・ 儀同三司となる。
557		明帝	56～60	明帝(宇文毓)即位。王褒らと群書の刊定にあたる。
561～565	保定元～5		64	64歳で死去。 ○このころ、北斉にて杜公瞻誕生(?)。

注

* 『梁書』巻4簡文帝紀・巻5元帝紀・巻41王規伝附宗懐伝・『周書』巻42宗懐伝・『北史』
巻70宗懐伝などをもとに作成。

* ゴシック体は宗懐自身の経歴。

* ○はそのころの出来事であることを示す。

表2 杜公瞻関連年表

西暦	年号	皇帝	出来事
560年代?			○北斉中期(?)、誕生。父は杜蕤。 ○このころ、北周にて宗懐死去。
577	承光2(北斉) 建徳6(北周)	北斉・幼主 北周・明帝	北周、北斉を滅ぼして華北を統一。 ○北斉に仕えていた叔父杜台卿、一旦は北周に仕えるが、鞆患のため郷里に戻り、『礼記』・『春秋』などを子弟に講義。
581	開皇元(隋)	隋・文帝	楊堅(文帝)、北周に代わって隋を建てる。杜台卿、隋に入朝し『玉燭宝典』を献上、著作郎となる。
589	開皇9		隋、陳を滅ぼして南北を統一。
594	開皇14		杜台卿、引退。ただし文帝のはからいで著作郎のまま郷里に戻る。 ○開皇中(581~600)、杜蕤、開州刺史の職にあり、死去。
604	仁寿4	文帝→煬帝	7月、文帝崩御し、煬帝即位。
611	大業7		正月、著作郎兼散騎侍郎の職にあり、『編珠』を撰述。 ○大業中(605~617)、杜公瞻の子之松、起居舍人となる。
610年代?			○隋末(?)安陽令の職にあり、死去。
618	武徳元(唐)	唐・高祖	李淵、隋を滅ぼして唐を建国。

注

* 『隋書』巻58杜台卿伝・『北史』巻55杜弼伝、杜公瞻『編珠』序文などをもとに、また新美寛「玉燭宝典について」(『東方学報』(京都)13-3、1943年)・石川三佐男訳注『玉燭宝典』(明德出版社、1988年)解説などを参考に作成。

* ゴシック体は杜公瞻自身の経歴。

* ○はそのころの出来事であることを示す。

表3 後漢～隋代における民間祭祀・習俗などの禁止事項

提案・執行	役職等	禁止の対象	禁止の理由・根拠	処置・対処	備考	出典
後漢	第五倫 会稽太守	[以牛祭神]	[百姓財產以之困匱]	[後書]屬京、曠告百姓。		〔後漢〕41第五倫列伝
	宋均 辰陽長	淫祀	?	[立學校]		〔後漢〕41宋均列伝
	周季 并州刺史	寒食	[老少不堪、歳多死者…殘損民命]	[宣示愚民]		〔後漢〕61周季列伝
	曹操	濟南相	劉章の祠などの [官吏民不得祠祀] する	[毀壞祠屋]		〔三〕1魏・武帝紀注
曹魏	[及重大政]	寒食	[老少羸弱、將有不堪之患]	令書	違反者がいれば家長・主吏・令・長が処罰される	〔王〕51〔魏武明詔令〕
	文帝	三辰五行・名山山川 沢・非札の祭・巫祝の言	[不在祀典]・[非禮]			〔三〕2魏・文帝紀
	明帝	郡国の山川	[不在祀典]	?		〔三〕3魏・明帝紀
	韓暨 徐邈	太常 涼州刺史	[正禮]でない? ?	?		〔三〕24魏・韓暨伝 〔三〕27魏・徐邈伝
呉	顧邵 予章太守	淫祀・非札の祭	[非禮]	?	先賢徐孺子の墓を祀りその後裔を優待	〔三〕52呉・顧雍伝附顧邵伝
後趙	明帝 (石朝)	諸祠堂	[非正典者]	詔	[有益於百姓者]は祭つてよい	〔晉〕105石勒載記下
劉宋	王度 著作郎	寒食	諸侯の臣たる介子推を王者が祭るところを不当として	?	翌年に禁止は解除	同上
	武帝	淫祀・諸房廟	[佛・外國之神、非諸華所應祠奉]	?	武帝(石虎)は禁止せず先賢と勲徳があった者の祠は例外	〔晉〕95仏凶澄伝 〔宋〕3武帝紀下
梁	諸葛闡之 范嶺	淫祀・蔣子文の祠 長命繷	?	?		〔宋〕17礼志4 〔宋〕5文帝紀
	王神念 簡文帝	宜都太守 青・冀州刺史 雍州刺史?	?	[下教] ?		〔南〕57范雲伝附范嶺伝 〔梁〕39王神念伝 〔隋〕31地理志下

陳	後主叔宝		僧尼道士・民間淫 祀・祓書・諸珍怪 事	不依經律	「諸爲條制」		『陳』6 後主叔宝紀
北魏	孝文帝		寒食 諸卜	？ 「非撰典所載」	？ 詔		『魏』7 上孝文帝紀上
	李安世	相州刺史	寒食 淫祀	？	詔	介山の邑のみ許される 西門豹・史起の廟は修 飾	『魏』7 上孝文帝紀上 『魏』7 下孝文帝紀下
北周	武帝		仏教・道教・淫祀	「禮典所不載」	？		『周』5 武帝紀上
隋	高勣	楚州刺史	牛酒の供物(伍子 胥廟)	「至破産業」	「告諭所部」		『隋』55 高勣伝
	柳彧	治書侍御史	角抵の戲	「糜費財力…非益於化、實損於民」	詔		『隋』62 柳彧伝

注

出典の書名の略号は以下のとおり。また書名の後ろの数字は巻数を示す。

『後漢』 = 『後漢書』 『三』 = 『三國志』 (魏 = 魏書、呉 = 呉書) 『玉』 = 『玉燭宝典』 『晉』 = 『晉書』 『宋』 = 『宋書』 『南』 = 『南史』
『梁』 = 『梁書』 『隋』 = 『隋書』 『陳』 = 『陳書』 『魏』 = 『魏書』 『周』 = 『周書』